

206 各省庁における来年三月卒業の法学士の採用に関する件  
に付通牒  
〔昭和八年十二月〕

閣甲第七四号	起	昭和八年十二月二十一日
案	裁可	昭和八年十二月二十一日
	決定	昭和八年十二月二十一日
	施行	昭和八年十二月二十一日

(注記1)

(注記2)

内閣書記官長 (櫻切) 内閣書記官 (横濱) (川島) (榎田)

案 (一)

〔加筆・朱書〕  
〔昭和八年〕年〔十二月二十一日〕日

内閣書記官長

各省次官宛

本日常官会議ニ於テ左ノ通り申合有之候為念

記

(注記3)

各官庁ニ於ケル来年三月卒業ノ法学士ノ採用ハ卒業成績判定後  
トスルコト

案 (二)

〔加筆・朱書〕  
〔昭和八年〕年〔十二月二十一日〕日

内閣官房総務課長

内閣官房記録、会計両課長

内閣恩給、統計、印刷各局長

法制、資源両局長官

賞勳局総裁

宛 (各通)

本日次官会議ニ於テ左ノ通り申合有之候条依命此段及通牒候

記

各官庁ニ於ケル来年三月卒業ノ法学士ノ採用ハ卒業成績判定後

トスルコト

案 (三)

〔昭和八年〕<sup>(加筆・朱書)</sup>年〔十二月〕<sup>(加筆・朱書)</sup>月〔二十一〕<sup>(加筆・朱書)</sup>日

内閣書記官長

會計検査院長

行政裁判所長官

貴衆両院書記官長

宛 (各通)

本日次官会議ニ於テ左ノ通申合有之候条為念及通牒候

記

各官庁ニ於ケル来年三月卒業ノ法学士ノ採用ハ卒業成績判定後

トスルコト

(下札)

〔注記1〕

〔加筆〕

〔注記2〕

〔箇〕

〔注記3〕

〔二十二〕 (簿冊内件名番号)

〔下札〕

〔抹消〕

内閣閣甲第

号

部内へモ通知ノコト

昭和八年十二月二十一日

各省次官宛 内閣書記官長

本日次官会議ニ於テ左ノ通り申合有之候為念  
記

各官庁ニ於ケル来年三月卒業ノ法学士ノ採用ハ卒業成績判定後ト  
スルコト

〔昭和八年 公文雜纂 内閣一 卷一〕  
〔2A.14, 2016〕